

福島県及び周辺地域の放射性物質 モニタリングの中間とりまとめについて

福島県及び周辺地域の放射性物質モニタリングの目的

環境省では、東京電力福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の水環境における存在状況把握のため、「総合モニタリング計画」に基づき、人が居住している地域や場所を中心とした放射線量、放射性物質の分布状況の中長期的な把握、及び環境中に放出された放射性物質の拡散、沈着、移動・移行の状況の把握を主な目的として、モニタリングを実施してきた。

中間とりまとめについて

モニタリング開始から約13年が経過し、放射性物質の移動・移行の傾向も明らかになってきたことから、国民向けに情報発信することを目的とした中間とりまとめを行うこととする。

これまで本検討会にて実施してきた公共用水域および地下水のモニタリングに加えて、同じく総合モニタリング計画に基づき環境省で実施してきた、水生生物のモニタリングについても、併せてとりまとめることとする。

今後のスケジュール(予定)

次回の本検討会(年度内に予定)において、中間とりまとめ案についてご確認いただくと共に、中間とりまとめを踏まえたモニタリング方法のあり方についてもご議論いただく予定。